

平成 22 年 2 月 11 日

受益者の皆様へ

三菱UFJ 投信株式会社

「三菱UFJ」欧豪リートファンド（毎月決算型）」
異議申立・買取請求のお手続きについて

< 異議申立とは >

本約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条にある「重大なもの」に該当するため、本約款変更にご異議のあるお客様は、その関連法令に基づいて、異議申立を行うことができます。

本約款変更に同意されるお客様は、お手続きの必要はございません。

【概要】

日付	内容	詳細
平成 22 年 2 月 11 日(木)	新聞公告日	
平成 22 年 2 月 11 日(木) ↓ 平成 22 年 3 月 16 日(火)	異議申立	異議申立の受付期間中に、異議申立書を送付することにより、この約款変更に関する異議を申し立てることができます。 お手続きの詳細は下記をご覧ください。
平成 22 年 3 月 17 日(水)	約款変更正式決定	異議申立を行ったお客様の受益権の口数を集計し、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、本件ファンドの約款変更実施を決定します。
平成 22 年 3 月 26 日(金) ↓ 平成 22 年 4 月 14 日(水)	買取請求	で本件ファンドの約款変更が決定した場合には、異議申立を行ったお客様は、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。 お手続きの詳細は下記をご覧ください。
平成 22 年 4 月 23 日(金)	約款変更日（予定）	で本件ファンドの約款変更が決定した場合には、約款変更を実施します。

異議申立のお手続き

本件ファンドの約款変更に対してご異議のあるお客様は、三菱UFJ投信に対して「異議申立書兼個人情報の販売会社宛提供に関する同意確認書（以下「異議申立書」といいます）」により、この約款変更に関する異議を申し立てることができます。本状に同封しました「異議申立書」に以下の内容をご記入の上、下記の宛先にご郵送下さい。

締切：平成22年3月16日（火）弊社到着分まで

【お客様にご記入いただく内容】

お名前（署名、捺印）

ご住所

ご連絡先電話番号（日中連絡先）

ご購入の販売会社名・取引店名・口座番号

【宛先】〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ投信株式会社 営業企画推進部

なお、記入内容に不備等がございますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご留意下さい。また、異議申立を行ったお客様の受益権口数等の確認のため、三菱UFJ投信からご購入販売会社に対して口数等の確認を行いますので、あわせてご承知おき下さい。

この異議申立書にて知りえた個人情報は、本件以外には使用いたしません。

約款変更正式決定

異議申立を行ったお客様の受益権の口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成22年4月23日（金）に本件ファンドの約款変更を実施します。

なお、異議申立を行ったお客様の受益権の口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本件ファンドの約款変更は行いません。この場合、約款変更を行わない旨及びその理由等を、異議申立の受付期間終了後に、日本経済新聞にて公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を本件ファンドの知られたる受益者の皆様に対してご購入販売会社を通じて交付します。

買取請求のお手続き

< 買取請求とは >

本件ファンドの約款変更が決定した場合には、異議申立を行ったお客様は、以下の手続きにより、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。

異議申立を行ったお客様が必ず買取請求しなければいけないものではありません。また、引き続き保有していただくことも、通常通り売却していただくこともできます。

本書に記載の「買取請求」とは、この約款変更に関する異議申立を行ったお客様のみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

異議申立の有無にかかわらず、ご購入販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。

(1) 買取請求期間

平成 22 年 3 月 26 日 (金) から平成 22 年 4 月 14 日 (水) まで

(2) 買取請求の手順

【概要】

異議申立を行った お客様	販売会社 (ご購入販売会社)	委託会社 (三菱UFJ投信)	受託会社 (三菱UFJ信託銀行)
買取請求書類お受取		買取請求書類送付	
買取請求書類 ご記入 お取引店にご提出	取次	取次	受理
			買取実行 所得税・地方税 源泉徴収 ↓
買取代金お受取			買取代金振込 ↓
投資信託取引報告書 (買取計算書) お受取			投資信託取引報告書 (買取計算書) 送付

法人のお客様のみ

【買取請求書類のお受取】

異議申立を行ったお客様に、弊社からご案内及び「買取請求書」等の買取請求に係る書類を送付いたします。

【買取請求書類の記入・提出】

買取請求を希望されるお客様は、上記の買取請求期間内に、「買取請求書」に必要事項をご記入いただき添付書類と共にご購入販売会社のお取引店へご提出下さい。(販売会社では、当該書類を三菱UFJ投信を経由し受託会社へ送付します。)

【買取請求書類の受理・買取実行】

受託会社が買取請求必要書類を受理し、ファンドの信託財産による買取を実行します。

【買取代金のお受取】

買取代金については、所得税及び地方税源泉徴収後の金額を受託会社から買取請求を申し込まれたお客様のご指定の口座へ振り込むことによりお支払いします。なお、振込手数料については買取請求を申し込まれたお客さまのご負担とし、買取代金より差引かせていただきます。

法人の場合のみ所得税及び地方税の源泉徴収対象となります。個人の場合、買取請求で換金した場合は、税法上「上場株式などの譲渡所得等」に区分され、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となりますので、源泉税の控除は行いません。また、今回の買取請求は受託会社による買取のため、各販売会社での利用の有無に係らず「特定口座（源泉徴収あり）」での取扱いには該当せず、申告分離課税の対象となりますのでご注意ください。

【買取計算書のお受取】

買取完了後、受託会社より、「投資信託取引報告書(買取計算書)」を買取請求を申し込まれたお客さまへご郵送させていただきます。

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、異議申立期間中に本件ファンドの約款変更に対して異議申立を行ったお客様が、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本件ファンドの投資信託約款の規定に基づいて、本件ファンドの投資信託約款に係る受託会社に対して行うものであり、ご購入販売会社に対して行うものではありません。

(4) 買取価額

買取価額は、買取請求を申し込まれたお客様の有する受益権の公正な価額となります。本件ファンドにおいては、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の解約価額(当該日の翌々営業日の基準価額)とさせていただきます。

(5) ご留意点

- 上記に記載の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がありますので予めご了承下さい。
- 買取請求は、約款変更に異議申立を行ったお客様のみを対象として受付を行っています。
- 異議申立を行ったお客様でも通常の換金請求は可能ですが、買取請求を行った受益権については、通常の換金請求を行えませんのでご注意下さい。
- 買取を請求された受益権に質権等第三者による権利が設定されている場合等、受託会社の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振込により、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、受託会社ならびに三菱UFJ投信は一切責任を負いませんのでご承知おき下さい。

以 上